

※各支援内容の詳細は市ホームページで確認またはお問い合わせください

事業者への支援		
売上が減少した事業者	事業復活支援金【国】	<p>上限：250万円(中小法人等) 50万円(個人事業者等)</p> <p>※①需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受けており、</p> <p>②自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準期間の同月と比べて30%以上減少していること</p> <p>申請期間：令和4年1月31日(月)～5月31日(火)</p> <p>事業復活支援金事業コールセンター ☎0120-789-140</p> <p><IP電話専用回線> ☎03-6834-7593</p>
時短要請に協力した飲食店等	熊本県時短要請協力金【県】	<p><中小企業等(※1店舗1日あたり)> 午後9時までの時短(酒類提供可) 2019年、2020年又は2021年の1日あたり売上が 8万3,333円以下：2万5,000円 8万3,334円～25万円：上記売上高の3割 25万円超：7万5,000円</p> <p>午後8時までの時短(終日の酒類提供停止) 2019年、2020年又は2021年の1日あたり売上が 7万5,000円以下：3万円 7万5,000円～25万円：上記売上高の4割 25万円超：10万円</p> <p><大企業(※1日あたり)> 前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割【※上限あり】</p> <p>申請期間：令和4年3月22日(火)から4月22日(金)</p> <p>熊本県時短要請協力金相談窓口 ☎096-333-2828</p>
従業員を休業させた事業者	雇用調整助成金【国】(コロナ特例)	<p>上限：11,000円/人×休業日数(R4年1～2月) 上限：9,000円/人×休業日数(R4年3月)</p> <p>※一部条件を満たせば、15,000円/人 助成率：最大80% (解雇等を行わない場合最大100%)</p> <p>厚労省相談センター ☎0120-60-3999</p> <p>熊本労働局 ☎096-312-0086</p> <p>特例期間：令和4年6月30日(木)まで ※売上が5%以上減少し、一時的な休業等により労働者の雇用を維持した事業主</p>
収入減のため税や公共料金などの納付が難しい事業者(人)	市税などの徴収猶予(1年間の徴収猶予)	<p>令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)で、前年同期に比べ収入が20%以上減少している事業者</p> <p>熊本国税局 ☎0120-948-540 熊本県南広域本部収納課 ☎33-2184 納税課 ☎33-4109</p>
	市公共料金の猶予など	<p>水道・簡易水道料金、下水道・浄化槽・農業集落排水施設使用料、下水道受益者負担金などの納付が一時的に困難な事業者に対する支払期限延長や分割納付</p> <p>水道局 ☎32-7194 下水道総務課 ☎33-4147</p>

個人(世帯)への支援		
子育て世帯	八代市子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)【市】	<p>児童1人当たり10万円</p> <p>①令和3年9月分の児童手当の支給対象児童 ※申請不要(R3年12月24日(金)に支給済み) ②令和3年9月30日時点で高校生相当児童 ③令和3年10月から令和4年3月31日までに出生した児童手当の支給対象児童</p> <p>離婚等で次のいずれかに該当し、元配偶者等から給付金相当額を受け取っていない方</p> <p>④令和3年9月分の児童手当の受給者でなく、令和4年3月分の児童手当受給者の方 ⑤令和3年9月30日時点で高校生等の主たる養育者ではなく、令和4年2月28日時点で高校生等の主たる養育者である方 ⑥その他これらに準ずる方(DV、施設入所、養子縁組、海外帰国者等)</p> <p>※②～⑥の方は申請が必要 <申請期限> 令和4年3月2日から令和4年4月30日まで ※郵送の場合は当日消印有効</p> <p>こども未来課 ☎33-8721</p>
全市民	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金【市】	<p>1世帯当たり10万円</p> <p>①令和3年12月10日時点で世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯</p> <p>申請期限：令和4年9月30日(金)まで</p> <p>臨時特別給付金事業推進室 ☎37-8173</p>
収入減や失業などで困っている人	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金【市】	<p>単身世帯：18万円(6万円/月×3か月) 2人世帯：24万円(8万円/月×3か月) 3人以上世帯：30万円(10万円/月×3か月)</p> <p>「総合貸付資金」や「緊急小口資金」の特例貸付の再貸付を受けている世帯又は再貸付の申請をしたものの不承認となった世帯で、かつ世帯収入・金融資産・求職活動などの支給要件を満たす世帯</p> <p>申請期限：令和4年3月31日(金)まで</p> <p>生活支援課 ☎33-8722</p>
	住居確保給付金【市】	<p>原則3カ月(最長12カ月)間の家賃相当分の給付金を家主へ支給</p> <p>※住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある人</p>